

第4回西谷地区学校づくり検討委員会

日時:令和6年(2024年)5月 20日(月)

15:30~17:00

場所:西谷小学校 2階 多目的室

1 開会

2 委員・事務局紹介

3 委員長・副委員長の確認

4 会議の成立及び公開について

5 西谷地区学校づくり検討委員会の運営(進め方)について

6 報告

- (1) 西谷地区学校づくり検討委員会のこれまでの協議内容について
- (2) 西谷認定こども園・西谷小・中学校の園児児童生徒数の推移について

7 議題

- (1) 西谷地区学校づくり検討委員会 設置要綱の改定について
- (2) 西谷地区の教育環境適正化について

8 閉会

<配布資料>

資料 1 西谷地区学校づくり検討委員会 委員名簿【令和6年度】

資料 2 西谷地区学校づくり検討委員会 設置要綱

資料 3 宝塚市教育委員会傍聴人規則

資料 4 西谷地区学校づくり検討委員会のこれまでの協議内容について

資料 5 西谷認定こども園・西谷小・中学校の園児児童生徒数の推移について

資料 6 西谷地区学校づくり検討委員会 設置要綱【改定案】

資料 7 教育環境の適正化について

[illegible]

西谷地区学校づくり検討委員会 委員名簿【令和6年度】

区 分	所 属
地 域 代 表	西谷地区まちづくり協議会 会長
	西谷地区まちづくり協議会 副会長
	西谷地区連合自治会 会長
	西谷地区連合自治会 副会長
保 護 者 代 表	西谷小中学校PTCA 会長
	西谷小中学校PTCA 副会長
	西谷認定こども園PTA 会長
	西谷認定こども園PTA 副会長
関 係 団 体 代 表	西谷小中学校運営協議会 委員長
	西谷中学校区青少年育成市民会議 委員長
	西谷地区老人クラブ 会長
	第7地区主任児童委員
	西谷地区まちづくり協議会 未来の学校を考える部会 部会長
	西谷地区まちづくり協議会 未来の学校を考える部会 副部会長
学 校	西谷認定こども園 園長
	西谷小学校 学校長
	西谷中学校 学校長

【宝塚市教育委員会事務局】

宝 塚 市 教 育 委 員 会	管理部 部長
	管理部 次長
	管理部 教育環境整備課長
	管理部 教育環境整備課 係長
	管理部 教育環境整備課
	学校教育部 学校教育課 係長
	学校教育部 学校教育課 係長
	学校教育部 学校教育課 係長

西谷地区学校づくり検討委員会 設置要綱

1 目的及び設置

西谷地区のより良い教育環境及び教育内容について、地域や保護者が主体となり、諸課題の整理や具体的な方策の検討を行うため、西谷地区学校づくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、西谷地区におけるより良い教育環境及び教育内容について検討を行い、意見を取りまとめて意見書を作成し、宝塚市教育委員会に提出する。

3 組織

- (1) 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- (3) 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

4 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- (2) 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (3) 委員が委員会の会議に出席ができない場合は、代理者が出席することも可能とする。

5 会議の公開（傍聴）

- (1) 委員会の会議は原則公開とする。理由がある場合は、委員長が事前に委員に諮り、非公開とすることができる。
- (2) 傍聴者の定員は、委員会の会議の都度、会場の収容能力などを勘案して決定する。
- (3) 傍聴希望者が定員を超えるときは抽選とする。
- (4) 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

6 会議録の作成及び周知

会議録は、発言要旨を記載し、発言者は無記名とする。会議録作成後は、配布資料とともに、市ホームページに掲載する。

7 関係者の出席等

委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対して会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係書類の提出を求めることができる。

8 庶務

委員会の庶務は、宝塚市教育委員会事務局管理部管理室学事課が処理する。

(別表)

西谷地区学校づくり検討委員会構成員

区 分	所 属 名
地域代表	西谷地区まちづくり協議会 会長
	西谷地区まちづくり協議会 副会長
	西谷地区連合自治会 会長
	西谷地区連合自治会 副会長
保護者代表	西谷小中学校 PTCA 会長
	西谷小中学校 PTCA 副会長
	西谷認定こども園 PTA 会長
	西谷認定こども園 PTA 副会長
関係団体代表	西谷小中学校運営協議会 委員長
	西谷中学校区青少年育成市民会議 委員長
	西谷地区老人クラブ 会長
	第 7 地区主任児童委員 代表者
	西谷地区まちづくり協議会 未来の学校を考える部会 部会長
	西谷地区まちづくり協議会 未来の学校を考える部会 副部会長
学校園	西谷認定こども園 園長
	西谷小学校 学校長
	西谷中学校 学校長

○宝塚市教育委員会傍聴人規則

昭和 29 年 5 月 20 日
教育委員会規則第 3 号

注 平成元年 2 月 22 日教委規則第 2 号から条文注記入る。

第 1 条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(平 10 教委規則 2・一部改正)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育長が会議を傍聴させることが不適當であると認める者

(平元教委規則 2・平 10 教委規則 2・平 27 教委規則 3・一部改正)

第 3 条 傍聴人は、いかなる事由があっても議場に入ることができない。

(平 10 教委規則 2・一部改正)

第 4 条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

第 5 条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食を行うこと。
- (5) 許可を受けずに撮影、録音等を行うこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(平 10 教委規則 2・一部改正)

第 6 条 傍聴人で、前条各号の規定を守らない者には、教育長は注意を促し、改めない者は退場を命ずる。

2 退場を命ぜられた傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(平 27 教委規則 3・一部改正)

第 7 条 前各条のほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

(平 27 教委規則 3・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年教委規則第 3 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

4 第 3 条の規定による改正前の宝塚市教育委員会傍聴人規則第 2 条第 3 号、第 6 条及び第 7 条の規定は、法附則第 2 条第 1 項の規定により同項に規定する旧教育長がなお従前の例により在職する場合について、なおその効力を有する。

西谷地区学校づくり検討委員会のこれまでの協議内容について

年月日	協議内容等
令和 5 年 11 月 21 日	第 1 回目開催 西谷地区学校づくり検討委員会の設置目的の確認 → 本検討委員会では、子どもの教育活動や教育環境を中心に協議・検討していく場であることを確認。
令和 6 年 1 月 16 日	第 2 回目開催 ・ 西谷地区の学校園の現状を説明。 → 2025 年度に完全複式学級になる見込み。 ・ 西谷の子どもたちの「強み」と「弱み」について意見交換を実施。 → 意見交換で出た意見を参考に、今後、学校ができること、地域ができること、保護者ができること、それぞれの役割を考えながら、どういう学校にしたいか議論をしていく。
令和 6 年 3 月 4 日	第 3 回目開催 ・ 本検討委員会における今年度のロードマップの確認 → 今年度中に本検討委員会で出た意見を取りまとめ、意見書を市教育委員会に提出する。2025 年度以降は、この意見書に基づいて、取組を進めていくことを確認。 ・ 「西谷の教育がこうなってほしい」をテーマにグループワークを実施 → 委員・事務局の参加者で 3 班に分かれて、意見を出し合った。各班で出た意見を取りまとめて、以下の 2 点の方向性で検討していくことが決まった。 ① 西谷小・中学校を小規模で地域を活かした特色ある教育ができる学校として残していきたい。 ② 学区外からの就学も可能にし、西谷小・中学校の児童生徒数を増やしていくこと。

I 西谷認定こども園・西谷小・中学校の園児児童生徒数の推移について(各年度5月1日時点)

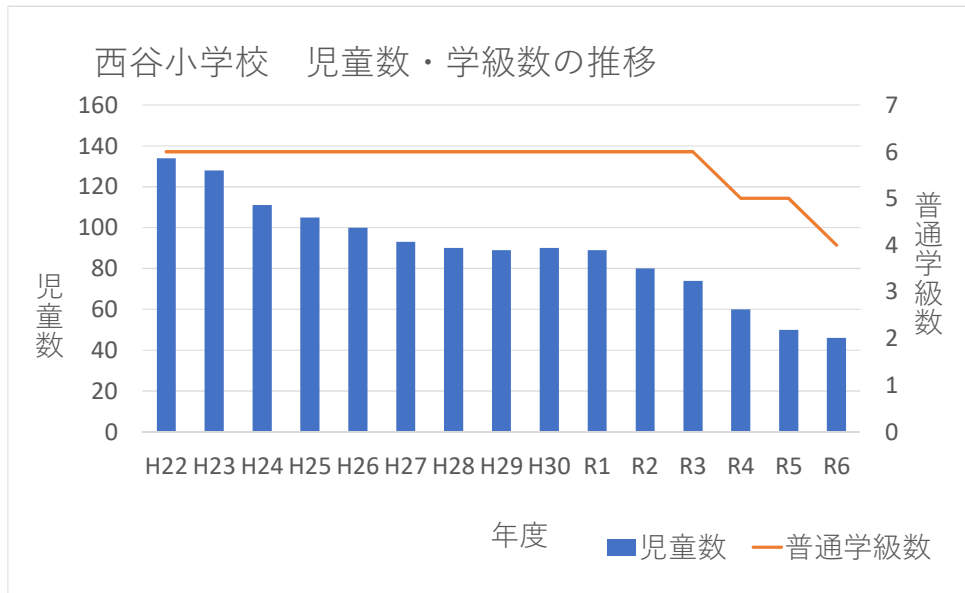
(1) 西谷認定こども園

区分		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	定員
保育施設	0歳児	0	1	0	1	3	1	3	2	1	0	0	1	1	0	1	0	3 (0)
	西谷外在住者	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1歳児	2	2	6	3	5	6	4	3	5	3	4	1	2	4	3	2	4 (1)
	西谷外在住者	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	
	2歳児	3	3	2	9	6	5	6	3	3	5	5	6	1	2	4	2	5 (1)
	西谷外在住者	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	
	3歳児	4	5	7	2	6	7	7	6	4	3	5	6	6	2	2	3	6 (1)
	西谷外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	1	
	4歳児	2	4	5	8	2	7	7	7	7	5	3	7	7	7	3	3	6 (1)
	西谷外在住者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	2	0	
	5歳児	1	2	4	4	8	3	7	7	7	7	4	3	7	7	7	1	6 (1)
	西谷外在住者	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	1	3	
	計	12	17	24	27	30	29	34	28	27	23	21	24	24	22	20	11	30 (5)
	西谷外在住者	0	0	0	1	2	0	0	1	0	1	1	5	5	3	5	5	
幼稚園	3歳児					7	8	4	10	5	5	5	10	4	2	2	0	
	4歳児	10	6	10	7	8	9	8	2	10	10	1	3	9	3	1	1	
	5歳児	14	10	5	11	8	8	9	8	1	1	4	1	3	8	2	1	
	計	24	16	15	18	23	25	21	20	16	16	10	14	16	13	5	2	
西谷認定こども園計	0歳児	0	1	0	1	4	1	3	2	1	0	0	1	1	0	1	0	
	1歳児	2	2	6	4	5	6	4	3	5	3	5	1	2	5	4	2	
	2歳児	3	3	2	9	7	5	6	3	3	5	5	8	1	2	5	3	
	3歳児	4	5	7	2	13	15	11	16	9	8	10	17	12	5	4	4	
	4歳児	12	10	15	15	10	16	15	9	17	16	4	12	17	11	6	4	
	5歳児	15	12	9	15	16	11	16	16	8	8	8	4	12	15	10	5	
	計	36	33	39	46	55	54	55	49	43	40	32	43	45	38	30	18	

※ 平成23年に保育施設の定員枠を12名から30名に拡充。

(2) 西谷小学校

年 度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
普通学級	児童数	132	127	110	104	99	90	87	86	86	83	74	69	55	45	39
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	4
特別支援	児童数	2	1	1	1	1	3	3	3	4	6	6	5	5	5	7
	学級数	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
合 計	児童数	134	128	111	105	100	93	90	89	90	89	80	74	60	50	46
	学級数	7	7	7	7	7	8	8	8	8	8	8	8	7	7	6

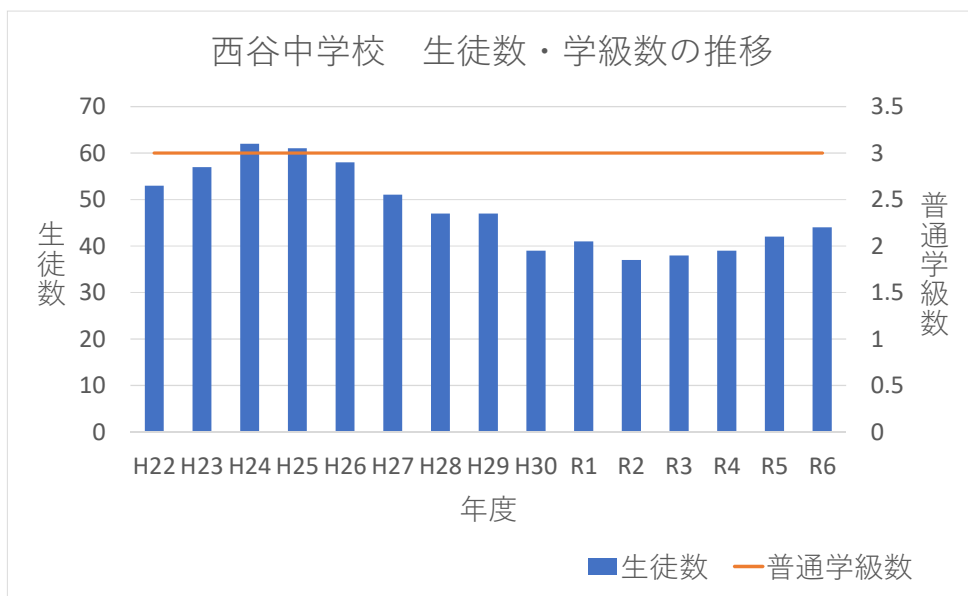


令和6年度 学年別

学年	男	女	計
1年	2	4	6
2年	8	0	8
3年	4	1	5
4年	5	2	7
5年	0	5	5
6年	10	5	15
合計	29	17	46

(3) 西谷中学校

年 度		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
普通学級	生徒数	52	57	62	61	57	50	46	47	39	40	35	34	35	36	40
	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
特別支援	生徒数	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	4	4	6	4
	学級数	1	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	2	2	2	2
合 計	生徒数	53	57	62	61	58	51	47	47	39	41	37	38	39	42	44
	学級数	4	3	3	3	4	4	4	3	3	4	4	5	5	5	5



令和6年度 学年別

学年	男	女	計
1年	5	5	10
2年	7	8	15
3年	9	10	19
合計	21	23	44

西谷地区学校づくり検討委員会 設置要綱(改訂案)

1 目的及び設置

西谷地区のより良い教育環境及び教育内容について、地域や保護者が主体となり、諸課題の整理や具体的な方策の検討を行うため、西谷地区学校づくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、西谷地区におけるより良い教育環境及び教育内容について検討を行い、意見を取りまとめて意見書を作成し、宝塚市教育委員会に提出する。

3 組織

- (1) 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- (2) 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- (3) 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

4 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- (2) 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (3) 委員が委員会の会議に出席ができない場合は、代理者が出席することも可能とする。

5 会議の公開（傍聴）

- (1) 委員会の会議は原則公開とする。理由がある場合は、委員長が事前に委員に諮り、非公開とすることができる。
- (2) 傍聴者の定員は、委員会の会議の都度、会場の収容能力などを勘案して決定する。
- (3) 傍聴希望者が定員を超えるときは抽選とする。
- (4) 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

6 会議録の作成及び周知

会議録は、発言要旨を記載し、発言者は無記名とする。会議録作成後は、配布資料とともに、市ホームページに掲載する。

7 関係者の出席等

委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対して会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係書類の提出を求めることができる。

8 庶務

委員会の庶務は、宝塚市教育委員会事務局管理部 ~~管理室~~ 学事課教育環境整備課 が処理する。

(別表)

西谷地区学校づくり検討委員会構成員

区 分	所 属 名
地域代表	西谷地区まちづくり協議会 会長
	西谷地区まちづくり協議会 副会長
	西谷地区連合自治会 会長
	西谷地区連合自治会 副会長
保護者代表	西谷小中学校 PTCA 会長
	西谷小中学校 PTCA 副会長
	西谷認定こども園 PTA 会長
	西谷認定こども園 PTA 副会長
関係団体代表	西谷小中学校運営協議会 委員長
	西谷中学校区青少年育成市民会議 委員長
	西谷地区老人クラブ 会長
	第 7 地区主任児童委員 代表者
	西谷地区まちづくり協議会 未来の学校を考える部会 部会長
	西谷地区まちづくり協議会 未来の学校を考える部会 副部会長
学校園	西谷認定こども園 園長
	西谷小学校 学校長
	西谷中学校 学校長

西谷地区における教育環境の適正化について

1 特認校制について

学校教育法施行令第 5 条で、市町村教育委員会は、市町村内に小学校（中学校）が 2 校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされている。

一方で、市町村教育委員会が、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、あらかじめ保護者の意見を聴取することが可能で（学校教育法施行規則第 32 条第 1 項）、この保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制という。

小規模特認校制は、特認校制を小規模で実施するもので、少人数での教育の良さを生かしたきめ細やかな指導や特色ある教育を行うものである。

【学校選択制の分類】

項目	内容
自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
隣接区域選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの
特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの

2 小規模特認校制実施自治体について

自治体	学校名	導入年	児童数
三田市	母子小学校	H24～	R6 11 名(内 2、外 9)
猪名川町	楊津小学校	H31～	R5 59 名(内 58、外 1)
	大島小学校	H31～	R5 43 名(内 41、外 2)
神戸市	藍那小学校	H23～	R6 37 名(内 0、外 37)
	六甲山小学校	H14～	R6 60 名(内 15、外 45)
養父市	建屋小学校	H31～	R6 48 名(内 31、外 17)
高槻市	樫田小学校	H15～	毎年 50～60 名(割合的に内 1:外 4)

3 本市の目指す小規模特認校は